

令和8年度 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託 仕様書
(複数の事業所で当該事務を行う受託者)

1 事業目的

本事業は、狂犬病予防法（昭和25年法律第273号。以下「法」という。）に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の接種について、市民にとって身近な専門家である獣医師や犬猫等販売業者で構成される社団法人等の団体又は動物病院や犬猫等販売店舗を支店等として複数所管する法人に、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付等の手続きを委託することで、飼い主が法に規定する義務を着実に履行できる環境を整備し、以て犬の登録の推進及び狂犬病予防注射の接種率の向上を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 鑑札

法第4条第2項に規定する犬の鑑札をいう。

(2) 犬標識

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第4条に規定する犬標識をいう。

(3) 済票

法第5条第2項に規定する注射済票をいう。

(4) 登録手数料

横浜市手数料条例第2条第47号に規定する登録手数料をいう。

(5) 済票交付手数料

横浜市手数料条例第2条第48号に規定する狂犬病予防注射済票交付手数料をいう。

3 委託業務の概要

(1) 受託者

ア 3(2)の犬の鑑札等交付及び手数料収納事務（以下「業務」という。）を執行する事業所を選任し、当該事業所に業務執行において必要な事項を指示し、受託者が行う業務を執行する。

イ 委託者が預託する物品の受領、保管。

ウ 委託者への報告等の事務手続き、収納した手数料の納付。

エ 各事業所において業務を遂行するために必要な事務の取りまとめ等については、別途契約を締結する。

(2) 5(2)及び(3)に定める事業所

ア 法第4条に規定する犬の登録に係る鑑札の交付

イ 法第5条に規定する狂犬病予防注射に係る狂犬病予防注射済票の交付

ウ その他、上記ア、イに付随する狂犬病予防注射済票交付申請書兼登録申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）の受理・提出、各手数料の収納等の事務手続き

エ 受託者が配付する物品の受領、保管。

4 履行期間

令和8年4月1日（水）から 令和9年3月31日（水）まで

5 受託者の要件

(1) 受託者

獣医師や犬猫等販売業者で構成される社団法人等の団体又は動物病院や犬猫等販売店舗を支店等として複数所管する法人とする。5 (2) または(3)に該当する法人会員や支店などの複数の事業所で当該事務を行うものであり、次の各号の業務を遂行できること。

- ア 委託者が預託する物品を適正に管理、保管できること。
- イ 収納した手数料を適正かつ安全に管理、保管し、期日までに納付することができること。
- ウ 業務に関して委託者からの問合せに対し、委託者の開庁時間帯に対応ができること。
- エ 業務を履行するにあたり、受託者の従事者から事務担当者を選任し、事務の適正な取り扱い管理ができること。

(2) 1号事業所

横浜市内の獣医療法（平成4年法律第46号）に規定する診療施設であって、次の各号の業務を遂行できること。

- ア 狂犬病予防注射が可能であること。
- イ 受託者が配付する物品を適正に管理、保管できること。
- ウ 収納した手数料を適正かつ安全に管理、保管ができること。
- エ 業務に関して委託者からの問合せに対し、委託者の開庁時間帯に対応ができること。
- オ 業務を履行するにあたり、事業所の従事者から事務担当者を選任し、事務の適正な取り扱い管理ができること。

(3) 2号事業所

横浜市内に第一種動物取扱業として登録のある犬猫等販売業者のうち、犬の販売(引き渡し)を行う事業所であって、次の各号の業務を遂行できること。ただし、3 (2)イに係る業務は取り扱えないものとする。

- ア 受託者が配付する物品を適正に管理、保管できること。
- イ 収納した手数料を適正かつ安全に管理、保管ができること。
- ウ 業務に関して委託者からの問合せに対し、委託者の開庁時間帯に対応ができること。
- エ 業務を履行するにあたり、事業所の従事者から事務担当者を選任し、事務の適正な取り扱い管理ができること。

6 業務の実施方法

(1) 業務を取り扱う事業所の届け出等

受託者は予め応募時に、業務を取り扱う事業所を選任し、事業所の名称、所在地、連絡先、事務取扱者名を委託者に届け出る。

(2) 鑑札及び済票等の受領

受託者は、本業務委託開始前に、委託者が指定する日時・場所において、次の物品等を受領し、保管する。鑑札及び済票については、犬の鑑札等預託証（第2号様式）の内容と齟齬がないか確認したのち、速やかに犬の鑑札等預かり証（第3号様式）を委託者に提出する。

- ア 鑑札及び済票（ただし、2号事業所のみで当該事務を行う受託者は、鑑札のみ）
- イ アに対応した番号シール
- ウ 犬の鑑札等預託証
- エ 飼い主情報が空欄の申請書
- オ 納付書

カ 犬標識、案内チラシ、パンフレット等

(3) 登録事務

受託者は事業所に対して、未登録の犬について、次の手順で犬の登録手続きを行うよう指示する。事業所は登録状況が不明の犬の場合は、犬の所有者の住所、氏名、犬名等を聞き取り、区生活衛生課又は動物愛護センターに登録状況を確認の上、未登録の場合は登録手続きを行う。登録済の場合は鑑札の装着を啓発して終了する。

ア 未登録犬については、飼い主に所定の欄（3か所）に飼い主情報を記入させる。

イ 申請書の記入内容に漏れ、誤りがないか確認したのち、所定の黒太枠欄（2か所）に必要事項を記入し、鑑札を1頭につき1枚交付する。交付する鑑札は配付された鑑札を番号の若い順から使用するものとし、申請書のシール添付欄（3か所）に鑑札と同番号のシールを貼付するとともに、シール台紙には交付日を記録する。

ウ 犬標識を1頭につき1枚交付し、登録手数料3,000円を収納する。

エ 引き続き狂犬病予防注射を行う場合は、6(4)の手順に従って済票の交付手続きを行う。登録のみで狂犬病予防注射を行わない場合は、申請書中、登録手続きに關係の無い文言を横線で抹消し、「飼い主控」を犬の所有者に手渡しする。

(4) 狂犬病予防注射

受託者は、第1号事業所に対して、当年度の狂犬病予防注射が未接種の犬について、次の手順で済票の交付手続きを行うよう指示する。事業所は、接種状況不明の場合は、犬の所有者の住所、氏名、犬名等を聞き取り、区生活衛生課又は動物愛護センターに接種状況を確認の上、未接種の場合は手続きを行う。接種済の場合は済票の装着を啓発して終了する。

ア 未登録犬の場合は6(3)の手順に従って登録手続きを行う。登録済みで申請書を持参しなかった場合は、飼い主に所定の欄（3か所）に飼い主情報を記入させる。

イ 申請書の所定の黒太枠欄（2か所）に必要事項を記入し、必要箇所に押印する。

ウ 対象の犬に狂犬病予防注射を実施し、済票を1頭につき1枚交付する。交付する済票は配付された済票を番号の若い順から使用するものとし、申請書のシール添付欄（3か所）に済票と同番号のシールを貼付するとともに、シール台紙には交付日を記録する。

エ 登録内容に軽微な変更事項がある場合は、変更手続きを行う。申請書の「登録内容の訂正、変更チェック欄」にレ点を記入し、変更内容事項を赤字で修正する。

オ 済票交付手数料550円を収納する。

カ 申請書中、手続きに關係の無い文言を横線で抹消し、「飼い主控」を犬の所有者に手渡しする。

(5) 上記に付随する事務

ア 事業所は、鑑札、済票は1枚交付するごとにシール台紙に使用日を記録しておき、1日の業務終了時に、犬の鑑札等交付日計月計表（第4号様式）の当日の欄にそれぞれの使用枚数と使用した番号を転記する。犬の鑑札等交付日計月計表は月次で締め切る。

イ 受託者は、登録・狂犬病予防注射実施報告書（第5号様式）に必要事項を記載した上で、犬の鑑札等交付日計月計表と合わせて翌月10日までに委託者に提出する。

ウ 受託者は、鑑札、済票に、番号飛び、番号重複、汚損破損、亡失等の事故があった場合は、犬の鑑札等事故等報告書（第6号様式）に必要事項を記載し、月次で締め切り翌月10日までに委託者に提出する。

エ 受託者は、月次で収納した手数料から、委託費相当額を差し引いた額を、翌月末日（金融機関休業日の場合はその直前の営業日）までに、委託者が予め配付する納付書により横浜市指定金融機関、横浜市収納代理金融機関又は関東地方及び山梨県内の郵便局にて納付する。

オ 事業所は、受理した申請書を、4月から5月は月2回、6月から3月については月1回以上、委託者が提供する送付手段により委託者に提出する。

カ 事業所は、自ら所有する犬等（犬猫等販売業者において、売買が成立するまでの間事業所で所有する犬を含む。以下同じ。）について鑑札もしくは済票を交付した場合は、登録・狂犬病予防注射実施報告書及び犬の鑑札等交付日計月計表にその枚数を記載する。

(6) 委託期間終了後の手続き等

受託者は委託期間終了後、速やかに完了報告書（第7号様式）、犬の鑑札等返納報告書（第8号様式）を作成し、提出する。また、受託者及び事業所で保管する未使用の鑑札及び済票を委託者に返却する。

7 委託料

委託料単価は、250円とする。

- (1) 本業務の委託料は、受託者が交付した鑑札及び済票の枚数（自ら所有する犬について交付した枚数は除く）に委託料単価を乗じた額に、消費税法（昭和63年法律第108号）による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）による地方消費税相当額を加算した額とする。
- (2) 委託料は、地方自治法施行令第164条の規定により、収納した手数料から前号の委託料を差し引き、これを充てるものとする。差引残額が、横浜市に納付する額となる。

8 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報等について、漏えいや盜難を防止するため、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、預託した物品等について盜難や滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本業務を履行するにあたり、予め事務担当者名及び連絡先を届け出ること。
- (3) 受託者は、本業務委託における届出事項に変更が生じた場合は、変更等届出書（第9号様式）により、その変更内容を速やかに届け出ること。
- (4) 受託者は、その責に帰する理由により横浜市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (5) 受託者は、地方自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていること。

9 疑義の解決

本仕様書に記載のなき事項又は疑義が生じた場合には、委託者、受託者双方で協議し解決するものとする。

また、業務の執行にあたっては、常に円滑な推進に努め、業務の停滞その他の理由による混乱等が起こらないように万全を期すこと。